様式第10号（第6条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **公共基準点（一時撤去・移転）承認書**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　 　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御杖村長  （公印省略）  御杖村公共基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により､次のとおり（一時撤去・移転）を承認します。 | |
| 工事件名 |  |
| 工事場所 |  |
| 公共基準点の名称及び番　　号 |  |
| 承認の  条　件 | 1　機能回復は､　　年　月　日までに行うこと。  2　機能回復における測量方法は､本要綱の規定に従って行うこと。  3　機能回復を行う測量業者は､承認申請書に記載された者とする。  4　機能回復に伴う一切の費用は､申請者が負担する。  5　機能回復完了後は､速やかに竣工報告書（様式第１２号）を提出すること。  6　竣工報告書提出後、村長の検査を受けること。  7　移転先は､村の指示する場所とすること。  8　承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに連絡すること。  9　疑義の生じた場合には村と協議し､その指示に従うこと。  10　その他、関係法令等を厳守すること。 |